

ある係争事例にみる 15世紀ロンドンのシルクウーマン

Silkwomen in 15th Century London, from an Actual Case of Dispute

佐々井真知

Silkwomen were women who were engaged in silkwork in late medieval English cities, especially in London. In this paper it is my intention to situate silkwomen in a broader social context by focusing on one specific case that appeared in the Court of Chancery. The documents detail the troubles between a silkwoman and her apprentice.

Three points could be observed through the examination of the documents. Firstly, it appears that the silkwoman worked actively on several processes of silkwork. Secondly, considering their lifecycle, it was possible for women to make their living through silkwork without getting married and also to continue working as silkwomen throughout their life. And thirdly, silkwomen seem to have cooperated with male workers from related fields, and this relationship was made use of not only in silkwork, but also in the settlement of the disputes in which silkwomen were involved.

Key words : 15th Century London Working Women the Court of Chancery

15世紀ロンドンには、絹加工業に携わるシルクウーマンという女性が存在していた。本稿では、親方-徒弟関係にある2人のシルクウーマンの係争を伝える大法官府裁判所の裁判関連文書1件を用いて、シルクウーマンを社会とのかかわりの中で捉え、女性史に加えて都市史・商工業史などの分野においても議論を展開させることを目指す。

以下の3点が明らかになる。まず、絹加工業の複数の工程を担い活発に活動するシルクウーマンの存在を確認できた。次に、ライフサイクルという視点から考えると、未婚女性もしくは寡婦が、当時のロンドン社会が与えた権利を存分に利用して絹加工業で生計を立てることができたこと、また未婚・既婚・寡婦とすべての段階で絹加工業に従事することが可能であったことがわかる。そして、シルクウーマンは関連産業に従事する男性たちとのネットワークを、仕事上だけでなく、紛争解決など他の場面においても利用していたことを推測できる。

キーワード : 15世紀ロンドン 働く女性 大法官府裁判所

はじめに

中世後期のイングランドでは、都市の女性はさまざまな形態で働いていた¹。家庭内での家事労働や家族の仕事の補助に加え、家族からは独立して自分自身の仕事を持つ女性も、特に醸造業や食品業、繊維関連業において見られた。中には、男性の商人や手工業者に匹敵するような規模の仕事に携わる女性もあり、後の時代に比べると女性が自分自身の仕事を持つことに対する評価は厳しくなかったようである。本稿では、そのような女性の一例であるシルクウーマンという女性たちに焦点を当て、彼女たちの活動の一端を明らかにしていく。

(1)シルクウーマンとは

中世後期イングランドの諸都市では、絹加工業の多くは女性が担っていた²。シルクウーマン *silkwoman* と呼ばれ、また自らそう称していた女性たちである。当時の史料にも、シルクウーマンという語が見られる。シルクウーマンは、絹加工業の原料である生糸が国外から輸入されていたことなどから、イングランドの対外貿易の中心地であったロンドンに圧倒的に多く存在しており、外国人商人あるいはイングランド人商人から生糸を購入すること、それを絹撚糸に加工すること、絹撚糸を使ってリボン、レース、フリンジやタッセルなどを製作すること、そしてそれらを王室、貴族、ジェン

トリ、衣服加工業者などに売却すること、のうちの一つあるいは複数の分野に従事していた³。ある程度の技術と、場合によっては道具が必要とされるため、徒弟修行を経た、比較的富裕な女性が携わっていたと推測できる。男性が従事していた商工業のようにギルドを結成するまでには至らなかったが、15世紀後半には絹製品の輸入によって自分たちの仕事が脅かされていることを危惧して数回の請願を行っており、特に1455年には議会へ「絹加工業に従事する、シルクウーマンと絹撚糸工」として請願をしていることから、ある程度の連携がある、同職仲間に近い存在ではあったようである⁴。

このように、シルクウーマンは、数は少なく、分布にも偏りがあるが、自分で経営者と労働者、雇い主を兼ねている点、未婚の時期だけでなく結婚後も夫から独立して仕事をしている例も見られる点、王室に製品を売却することもあった点などから、雇われて働く使用人や夫の仕事の協力者といった、女性労働の平均的な類型とは異なっていたといえる。

(2)先行研究とその問題点

シルクウーマンは、中世の働く女性を取り上げた研究では、20世紀初頭から、社会的地位の高い特殊な類型の女性として必ず紹介されてきた⁵。シルクウーマンを専門に扱った研究も、主に20世紀初頭と1980年代以降に行われてきたが、それらは個々のシルクウーマンの仕事の内容を明らかにしているものと、シルクウーマン

を一括りにして捉え、社会とのかかわりについて論じているものに大別される。前者の例としては、デール Dale やレーシー Lacey の研究があり、シルクウーマンが男性の商人と同じように外国人商人から生糸などを購入していたこと、上であげたような製品を製作していたこと、徒弟の訓練をしていたこと、王室との取引があったことなどを明らかにしている⁶。後者の唯一の例であるコワレスキー Kowaleski とベネット Bennett の共著の論考は、ギルド不在の理由を当時の女性全体の社会的地位と関連付けて論じている⁷。

近年は、サットン Sutton による、服地商とのかかわりに注目してシルクウーマンの仕事の上でのネットワークを示した研究や、バロン Barron とデイヴィス Davies やサットンによる、本人及び家族や周囲の人々が登場する史料を駆使してシルクウーマンの生涯を再構成していき、一人のシルクウーマンのライフヒストリーを寡婦の時期を中心に描く研究など、周囲の人々とのかかわりという観点からの研究も見られる⁸。これらの研究は、シルクウーマンを女性史だけでなく都市史や商工業史の視点からも論じたものといえる。

このように、これまでのシルクウーマン研究は多くの点で評価できるものであるが、十分に研究がなされてこなかった部分があることも否定できない。第一に、特に1980年代までの研究は、シルクウーマンの個々の仕事の内容にのみ注目するものや、シルクウーマンを一括りにして捉えているものであり、社会的背景と個々のシルクウーマンとのかかわりは不明のままである。当時のロンドンに存在した法や慣習などの社会的背景が、シルクウーマンに影響を与えていたのか、与えていたとすればシルクウーマンの実態とどのようにかかわっていたのかに焦点をあてる必要があるのではないかと。第二に、近年の研究に見られる、シルクウーマンと周囲の人々とのかかわりという観点を仕事以外に広げることが重要だろう。たとえば、どのようなネットワークがあったのか、あるいは、仕事上のネットワークは仕事に関する事柄以外にも利用されていたのか、といったテーマがある。これらの2つの観点に留意し、シルクウーマンを社会とのかかわりの中で捉え、シルクウーマンの、社会への位置付けをより鮮明にすることで、女性史以外の歴史においても議論を展開することが可能になると考えている。

(3)本稿の目的・史料

そこで本稿では、具体的な例をあげて上述の2つの観点から論じることで、これまで明らかにされてこなかったシルクウーマンの一側面を明らかにすることを目指す。まず、1点目に対応して、女性はライフサイクルごとに認められる権利が異なっていたという当時の状況に注目し、シルクウーマンがそのような背景にどう対応して働いていたのかという観点から論じることとする。次に、2点目に対応して、シルクウーマンが持っていたであろう複数のネットワークのうち、特に紛争解決の場面において頼ったネットワークを明らかにすることを試みる。

本稿で史料として用いるのは、大法官府裁判所に提出された請願・答弁・反駁の文書である⁹。シルクウーマンがその仕事上の問題において当事者となっている係争は10件あるが、今回は、中でも、同じ当事者同士の紛争を記した文書が複数残っており、経過を追うことができるものを1件取り上げ、詳しく見ていくこととした¹⁰。加えて、その紛争の終結を伝えている、封緘書状録裏面に記載されている文書も1通、用いる¹¹。女性同士が、仕事上の問題において裁判で争う事例はわずかであり、中でも1件につき複数の史料が残っている例は非常にまれだと言えよう¹²。

大法官府裁判所の裁判関連文書は、シルクウーマンを含めた働く

女性についてのこれまでの研究でも、遺言書、王室の会計簿、都市の文書史料、関連する商工業の文書史料などと共に史料として用いられてきた¹³。しかしながら、情報の一部が利用されたり、申し立てをしたという事実を集計することに使われたりするのみで、裁判関連文書としての特徴が十分に活かされてきたとはいえない。その理由としては、おそらく1件について複数の文書が残っているのはまれであり、史料から紛争を再構成することが困難であったからであろう。そのため、紛争に至った経緯や解決までの道のりなどではなく、そこに記される、シルクウーマンの取引相手や扱った品物といった一部の情報のみが利用されてきたのである。

しかし、1件につき複数の文書が残存している紛争も若干ではあるが見られる。それを用いて紛争の経過をたどることで、当事者が抱えていた問題やその解決手段を見出すことができるのではないかと。特にその紛争が仕事に関するものである場合、特定のシルクウーマンの絹加工業における活動を、長期間追うこともできる貴重な史料である。本稿の目的と照らし合わせても、ライフサイクルの変化と仕事とのかかわりを探るには長いスパンで扱うことも必要であること、またシルクウーマンと史料に登場する人物との関係の考察からネットワークを見出すことができると考えられること、の2点から、適切な史料である。加えて、シルクウーマンの仕事の内容も読み取ることができるだろう。1件の紛争を史料とするため、個別の事例からのみの考察となるが、少なくとも、新たなシルクウーマン像を先行研究に加えることはできると考えている。

裁判関連文書を利用するにあたって注意すべきことは、お互いが自分の有利になるように事実を曲げた主張をすることもするため、史料に書かれることのすべてを事実と捉えることはできないということである¹⁴。しかし、裁く側に事実だと思わせることが重要であるため、当事者は事実ではないとしても実際に起こりうることを請願書や答弁書において述べるだろう。その点で、シルクウーマンの活動を理解する史料として利用するには差し支えないと思われる。

以下、1.で係争の経過の概要を記し、続く2.で、史料の記述から明らかになるシルクウーマンの仕事の内容にふれた後、ライフサイクルの変化とシルクウーマンの仕事との関連、そして男性とのかかわりから読み解くシルクウーマンのネットワークについて考察することとする。

1. 係争の概要¹⁵

まず、史料の内容を、順を追って見ていく。登場するのは、キャサリン・ドーア Katherine Dore という女性と、彼女の徒弟、職人であったジョーン・ウォルブロー Joan Wolbarowe という女性であり、どちらもロンドンのシルクウーマンと称している¹⁶。この2人の間に確執が生じ、それぞれ当事者として自分自身の名で裁判関連文書に登場しているのが、今回取り上げる1件である。一連の史料には、他に、ロンドンの仕立商であるウィリアム・ティリング William Tyllyng、ロンドンの公認の書記であるジョン・コム John Combe、ロンドンの私設の書記であるウィリアム・グラント William Grannto という3人の男性が現れる。

本章ではそれぞれの文書の内容を示すこととするが、はじめにこれらの情報から組み立てた紛争の経緯を簡単に記しておく。ジョーンが徒弟あるいは職人のとき、親方であるキャサリンと絹糸の代金や徒弟つまりジョーンの訓練費などの支払いをめぐるめごととなった。そのめごとを終結させるために金銭債務証書が作成されたが、その履行を巡ってジョーンが大法官府裁判所において訴訟

を提起したのである。この一連の手続き過程で提出された文書が今回の史料であり、ジョーンは請願書を3通提出し、そのうち2通目にはキャサリンの答弁とジョーンの反駁が続いた。その後、おそらくジョーンは何らかの形で債務を履行したため、キャサリンが今後は金銭債務証券の履行を求める訴えは起こさないという文書を交付してそれが封緘書状録裏面に記されたと推測できる。

以下、各文書の内容をやや詳しく記していく。

(1)ジョーンの2通の請願書¹⁷

本件に関する一連の裁判関連文書のうち、はじめのものと思われるのは、1450年代後半に提出されたジョーン・ウォルブローの請願書である¹⁸。ジョーンは、14年前に自分はキャサリンの徒弟であったとまず述べている。申立てによれば、ジョーンは職人であったときに、キャサリンの指示で6ポンド相当の絹燃糸を他のシルクウーマンに運んだ。キャサリンはその代金を彼女たちから受け取ったにもかかわらず、ジョーンにさらに6ポンド分の支払いを要求しているという。ジョーンは、キャサリンが他の裁判所でジョーンを訴えたとして、その裁判を大法官府裁判所で行うことを命じるよう大法官に請願しているのである。

次に作成されたであろう文書は、1460年代前半のジョーンの請願書である¹⁹。ここでもジョーンは自分はキャサリンの徒弟であったと述べ、親方であるキャサリンの指示に従って数人の女性に8ポンド相当の絹燃糸を届けたと言っている。そしてジョーンの申立てによれば、キャサリンはその代金を受け取っていないとしてジョーンに請求し、さらに徒弟期間を満了していないとしてジョーンを徒弟にとどめるために、ジョーンを訴えて拘束させたという。その結果、12ポンド13シリング4ペンスのキャサリンへの支払いを約した金銭債務証券の作成と引き換えに釈放されたとジョーンは述べている。金額の内訳は、絹燃糸の代金として8ポンド、徒弟の訓練費の未払い分として4ポンド、ジョーンの飲食費として13シリング4ペンスである。しかし、徒弟のときに自分がキャサリンのために立て替えた金額などを加えると、自分こそキャサリンから57シリング8ペンス(2ポンド17シリング8ペンス)を受け取るべきであるのにキャサリンはこれを認めず、ジョーンをコモン・ロー裁判所に訴えたために、大法官に救済を求めたということのようである。この請願は、上述の1通目の請願を詳しくあるいは部分によってはあいまいになるように、つまり、よりジョーンの有利になるように修正したうえで改めて提出したもののように見える。

(2)キャサリンの答弁書²⁰

3通目は、2通目のジョーンの請願に対するキャサリンの答弁書である。ジョーンは、キャサリンと故ウィリアム・ティリングが、不当に作成させた金銭債務証券を根拠に金銭債務訴訟をジョーンに対して提起した、と述べているが、それは間違いであるとキャサリンは言う。さらに、ジョーンとキャサリンの間に起こったできごとについて異なる事実経過を提出している。キャサリンが言うには以下の通りである。ジョーンは、金銭債務証券作成のかなり前に、キャサリンの下で職人として雇用され、その時に絹燃糸を数回着服し、すぐにキャサリンのもとを離れてウェストミンスターセント・ウォリイ Seint Wary に居住した。そこでキャサリンはヘンリー6世治世第33年の聖三位一体の祝日の2週間前の金曜日(1455年5月23日)に、ロンドンの仕立商ウィリアム・ティリングとロンドンの公認の書記ジョン・コムに、彼女がどのようにして責任をとるのかを話し合うためにジョーンを連れてくるように依頼し

た。ジョーンはウィリアムとジョンの前で、持ち出した絹燃糸を換金したこと、また他の絹燃糸の包みも着服し、それらは合計7ポンド9シリング8ペンスに相当することを認めた。さらに、その一部をロンドンの私設の書記のウィリアム・グラントに与えたことも明らかになったようだ。ジョーンは、ウィリアム・ティリングとジョン・コムにキャサリンとの仲をとりなしてくれるよう懇願し、その結果ジョーンと、キャサリンとウィリアム・ティリングとの間で12ポンド4シリング10ペンスの金銭債務証券が作成され、適法に交付されたと述べられている。この金銭債務証券の交付により、ジョーンはキャサリンに借金があることを認めたことになる。この金額は、キャサリンが述べている、ジョーンがキャサリンのもとから持ち去った絹燃糸の金額と一致する。要するに、この答弁でキャサリンは、ジョーンが申し立てている件はかなり前に既に話がついているし、そもそもジョーンがウィリアムとジョンに仲介を依頼した結果、金銭債務証券が作成されたのである、としてジョーンの請願が不当であると述べているのである。

(3)ジョーンの反駁書²¹

次は、キャサリンの上述の答弁に対するジョーンの反駁書である。この史料は右端が破損しており、完全に内容を把握することは困難であるが、ジョーンが、上のキャサリンの答弁を全面的に否認していることは確かである。また、自分の訴えは陪審によって決されるべきものであると述べているようだが、大法官府裁判所は陪審審理を用いていなかったことを考えると、奇妙な主張である。紛争の争点となっている金銭債務証券に関してはふれていない。

(4)ジョーンの3通目の請願書²²

そして、大法官府裁判所に提出された文書のうち、時期的に最後にあたる考えられるのは、3通目となるジョーンの請願書である。この請願において、ジョーンは、キャサリンと故ウィリアム・ティリングは虚偽の金銭債務証券を根拠にコモン・ロー裁判所に訴えを起し、ジョーンに金銭の支払いを求めたと述べている。そしてそれに対してジョーンは大法官府裁判所に訴え、前のミクマス期からヒラリー期まで審理が行われた結果、金銭債務証券は不適法で不当であることが明らかになり、ジョーンにはその履行を免除する判決が出されたと主張する。しかし判決が出されたにもかかわらずキャサリンはその判決を侮辱し、別の裁判所に債務の支払いを請求する訴訟を再び提起したため、ジョーンは大法官に、罰金付召喚令状を出すことでキャサリンを召喚し、上述の金銭債務証券は無効であるため破棄することを命じるよう要求している。ここでもまた、ジョーンの言い分には奇妙な点がある。大法官府裁判所は、コモン・ロー裁判所とは異なり開延期はなく、常時開いている裁判所であることが特徴であった。しかしながらジョーンはミクマス期、ヒラリー期といったコモン・ロー裁判所で用いられていた開延期を示す言葉を使用している。上述の陪審審理の件とあわせて、ジョーンの言い分には大法官府裁判所の実態にそぐわない不自然な部分がある。

(5)キャサリンによる訴えの放棄²³

この大法官府裁判所における一連の手続きの後、1465年7月13日、キャサリンはジョーンに対して過去の一切の訴えを放棄し、また今後訴えることはしないという文書を交付し、これが封緘書状録裏面に記載されたものが残っている。

以上が、ジョーンとキャサリンとの間に起こった紛争の次第である。2人の言い分は当然ながら食い違っているが、両者とも認めている共通の事実をまとめると以下のようになるだろう。ジョーンが徒弟あるいは職人でキャサリンの家で共に暮らしているとき、絹撚糸の代金や徒弟としての訓練費、飲食費などの支払いをめぐって両者の間でもめごとが起こった。原因は双方の言い分で異なるが、そのもめごとを終結させるために金銭債務証書が作成された。作成の経緯についてはキャサリンの答弁書で詳しく述べられており、彼女は具体的な日付を提示しているから、キャサリンの述べている経過がおそらく真実だろう。そしてその金銭債務証書の履行を巡り、早くも2年後、遅ければ4年後にジョーンが訴訟を提起した。これをもって開始された審理において作成された文書が、今回の史料になる。請願に見られるジョーンの言い分によれば、自分の訴訟提起よりも前にキャサリンとウィリアム・ティリングがコモン・ロー裁判所において訴えを起こしたということであるが、それについてはキャサリンは何も答えていないし、その訴えを裏付ける史料が現存しないため不明である。あるいは真実ではないかもしれない。ともかく、ジョーンによる請願により、大法官府裁判所において一連の手続き過程が始まり、上述のように、ジョーンは請願書を3通提出し、キャサリンはそのうち2通目に対して答弁を行い、またそれに対してジョーンの反駁が続いた。最終的に、ジョーンは何らかの形で債務を履行し、そのためキャサリンが今後は金銭債務証書の履行を求める訴えは起こさないという文書を交付したと推測できる。

概要はこの通りであるが、当然双方の言い分は一致しない上に、特にジョーンの1通目と2通目の請願書に見られるように、同じできごとについての同じ人物の請願でも細かい部分に相違が見られる。つじつまの合わない部分ばかりであるが、しかし、繰り返しになるが上述のように、双方共に、裁判する大法官にいかんか事実と思ってもらえるかを念頭に文書を作成するのである。つまり、実際に起こっていなかったとしても、起こりえた事態が描かれていると言え、これを史料として考察を進めることが可能だろう。

2. 紛争にみるシルクウーマン

それでは、上の紛争からどのようなことが読み取れるだろうか。本稿の目的である、シルクウーマンのライフサイクルの変化と絹加工業とのかかわり方、史料に現れる人々との関係から読み解くシルクウーマンのネットワークに加え、まず、この史料からわかるシルクウーマンの仕事の内容について述べることにする。

(1) キャサリンの仕事の内容

キャサリンのシルクウーマンとしての仕事について、双方の言い分からどのようなことがわかるだろうか²⁴。キャサリンの仕事を示す語として、シルクウーマン *silkwoman* と絹撚糸工 *silkthrowster* の両方が用いられていることから、キャサリンはシルクウーマンの仕事の中でも主に絹撚糸を作る工程に従事していたと考えられる。ジョーンも、キャサリンが「顧客であり職人である、ソパー・レーン *Soper Lane* に住んでいる2人のシルクウーマンに、製品を作るための6ポンド相当かあるいはそれ以上の絹撚糸」を持っていくことを命じたと述べている²⁵。また、キャサリンによればジョーンが「12ポンド4シリング10ペンス以上になる染色前の絹撚糸と染色済みの絹撚糸」を着服したとのことであるから、キャサリンは、生糸から絹撚糸への加工だけでなく、糸の染色の手配にも従事していたのかもしれない²⁶。そして上述の引用に現れる、ジョーンからつ

まり間接的にはキャサリンから絹撚糸を受け取った女性たちが、それを使って製品を作っていたのだろう。絹加工業の様々な工程ごとに、それを専門に担うシルクウーマンも存在したことが推測できる。またキャサリンは住み込みの徒弟や職人を抱えるだけではなく、他の複数のシルクウーマンと絹撚糸のやりとりもしていたようであり、絹撚糸工として活発な活動を行っていたといえる。

ジョーンの2通の請願書間では、絹撚糸を顧客の職人に届けたのはジョーンが徒弟のときか、職人のときかで一致していない。これは、徒弟と職人のどちらにもそのような仕事をする可能性があったことを示唆している。徒弟あるいは職人が、親方または自らが作る絹撚糸や製品を運んでいたことが伺えるが、これが徒弟や職人が親方以外のシルクウーマンと知り合いになる機会だったのだろう。自身が親方のもとから独立したとき、また親方となったときに、このつながりが生きてきた可能性は高いと思われる²⁷。

(2) 働く女性とライフサイクル

次に、本稿の目的としてあげたように、社会的背景と個々のシルクウーマンとのかかわりの一端を明らかにするため、女性はライフサイクルごとに認められる権利が異なるという状況に、シルクウーマンはどう対応して働いていたのかという観点から史料を見ていくこととする。

まず、15世紀ロンドンの女性をとりまく規範について、ライフサイクルごとに整理しておく。

未婚女性は、徒弟に出される場合は14歳ごろから通常は7年間、訓練費を支払って親方の下で修行をしたようである²⁸。そして成人後は、コモン・ローにおいては男性と同じ権利を持つと考えられており、自分自身の名で商工業に携わることができた。一方、既婚女性は、コモン・ロー上は単独で契約を結んだり当事者として裁判に参加したりすることはできなかった。しかしながら、ロンドンでは「ロンドンの慣習 *Custom of London*」と呼ばれる慣習によって独立女性 *femme sole* として夫から独立して働くことも認められており、他の都市の女性に比べると働く上での制約は少なかったといえる²⁹。そして寡婦は、様々な権利と財産を持っていたとされる³⁰。夫が結婚時に持っていた不動産の一部である寡婦産、夫と住んでいた家に自分が死亡するまで住むことが認められるフリー・ベンチの権利、そしてレギティムといって夫の動産の一部を手にする権利である。それに加え、自由に契約を結ぶことや遺言書を作成することも認められていた。このように、ロンドンの女性は、少なくとも法・慣習上はどのライフサイクルでも自分自身の名で仕事を持つことができたのである。

このような背景の下で、女性は実際にはどのように働いていたのかを、2人のシルクウーマンのライフサイクルに注目することで考えていきたい。

まず、親方であるキャサリンだが、彼女は未婚女性か寡婦だと考えられる。なぜなら、既婚女性であれば、妻の持つ技術を学ぶ予定の徒弟であっても、夫の仕事が何であれ、夫婦両方の徒弟として契約され、そのため徒弟に関する裁判でも親方側の当事者として夫婦共に史料に名前が現れるからである³¹。一連の係争でジョーンから訴えられているのはキャサリン一人であるし、またジョーンによればキャサリンはロンドンのシェリフ裁判所にはウィリアム・ティリングと共に訴えたとのことであり、夫は一切登場しないので、キャサリンは既婚女性ではないとしてよいだろう。上述のように、15世紀ロンドンでは、どのライフサイクルの女性も自分自身の仕事を持つことが可能であったが、キャサリンも、前節で見たとおりシル

クウーマンとして絹加工業の複数の工程を担ったり、また徒弟の訓練を行ったりと、与えられた権利を存分に利用していたといえる。キャサリン以外にも、未婚あるいは寡婦でシルクウーマンとして活動していた女性は多く、少なくとも女性が生計を立てることができ程度の収入は見込める仕事であったと考えられる³²。

一方、ジョーンは未婚・既婚・寡婦のすべてのライフサイクルの状態が史料にあらわれている。これらの係争の間接的な原因となった、絹燃糸の代金の支払いなどについてのめもごとが起こったのはジョーンが徒弟あるいは職人のときである。徒弟は一般的に結婚が禁じられていたこと、また住み込みの職人が既婚であるとは考えにくいことから、その時点でのジョーンは未婚であるだろう。そして、封緘書状録裏面の文書にはジョーンの旧姓がThurburvilleと書かれていることと、訴えている時点では、彼女自身が述べているように寡婦であることから、夫のいた時期があったといえる。このうち、未婚女性の時期と寡婦の時期に絹加工業に従事していたことは明らかであるが、妻という立場でシルクウーマンとして活動していたことを示すものは今回の史料にはない。だが、親方であるキャサリンのもとから絹燃糸を持ち出し、ウェストミンスターに移動してそれを換金したというのは、それが事実だとすれば、結婚を期に独立して自らシルクウーマンとして活動するための資金を得るためであったようにも思えるのである。これはかなり大胆な推測であり、ジョーンがライフサイクルの変化にかかわらず絹加工業に従事していたと断定することはできない。しかし、寡婦になってからシルクウーマンとして仕事を続けてあるいは再開していることから、結婚後も何らかの形で絹加工業にかかわっていたと考える余地はある。少なくともその可能性はあるといえよう。

以上のように、2人のシルクウーマンは、絹加工業に従事することで生計を立てていた、夫を持たない女性と、ライフサイクルの変化にかかわらず、活動方法を変えてあるいは変えずに絹加工業という一つの仕事に従事していた女性、という女性と仕事のかかわり方の2つのパターンを提示している。そして後者からは、徒弟から親方へという絹加工業の段階を進むことと、自らのライフサイクルの段階を進むことを重ね合わせて考えることができるのではないか。未婚女性のときにシルクウーマンの徒弟として修行を受け、一定の期間を修了した後、おそらく同じ親方のもとで職人として働く。その後結婚しても、特に夫が服地商や仕立商の場合は、絹加工業にかかわることは自然であり、また原料供給などの点においても有利であったと推測できるため、シルクウーマンとしての仕事を続けたらう。もちろん夫が関連産業に従事していなくても、妻がシルクウーマンとして働くことはできた³³。そして夫の亡き後、寡婦となっても絹加工業を、場合によっては規模を広げて続ける。ジョーン以外にも、寡婦の時点でシルクウーマンとして働いていた女性たちは、このような道をたどったのではないだろうか。

この例だけから一般化するのは危険であるが、15世紀ロンドンにおいて、少なくともシルクウーマンは、ライフサイクルが変化しても一つの仕事に携わることが、法や慣習上だけでなく実際に可能であったといえるのではないだろうか³⁴。

それでは、この状況はシルクウーマン以外にも適用できるのだろうか。中世後期イングランドにおいて、繊維産業に従事する女性と共に多かったとされる、エール醸造業に携わる女性との比較を通して考えてみたい³⁵。

ベネットによると、イングランドのエール醸造業は14世紀から16世紀の間に変化したという。黒死病以前つまり14世紀前半までは、女性が卓越しており、すべてのライフサイクルの女性がエール

を醸造して販売していたことが明らかである。特に既婚女性は、未婚女性や寡婦に比べて、場所、資金、人手を得やすいことから、有利であったようである。彼女たちは男性からは独立して、家庭の副業として醸造業に携わっていた。しかし15世紀に近づくと、エール市場の拡大などによって、エール醸造業は次第に女性が家庭の副業としてあるいは生計を立てるために携わるものから、男性が本業として取り組む産業へと変化したとベネットは述べている。その結果、未婚女性や寡婦にはエールの販売など中間的な業務のみが与えられ、よりよい収入を求めて他の仕事を選ぶ女性も多くなった。また既婚女性も、独立してエール醸造に従事するのではなく、夫が醸造業に携わっている場合に、その作業の補助をするにとどまった。このように、醸造業は、男性主導に移りつつある14世紀後半以降はもちろん、女性が卓越していた時期でも、女性がライフサイクルの変化にかかわらず携わっていた仕事ではなかったと推測できる。食品産業においても同じ傾向が見られるようである³⁶。

そうすると、シルクウーマンの仕事とライフサイクルとの関係は、他の働く女性の場合と比べると特殊であるといえよう。さらに、上で述べてきたように、絹加工業の原料である生糸から完成品である製品になるまでに複数の人々の手を通るであろうこともまた、女性が従事していた仕事の中では特殊である。この2つの特徴は、シルクウーマンが同業者の女性だけでなく、関連産業の、またはそれ以外の男性とも絹加工業の内外で交流があったことを示唆しているのではないか。次節では、史料に登場する男性とシルクウーマンとのかかわりを考察していくこととする。

(3)働く女性と男性とのかかわり

前章で見た一連の史料には、3人の男性が登場する。ロンドンの仕立商であるウィリアム・ティリング、ロンドンの公認の書記であるジョン・コーム、ロンドンの私設の書記であるウィリアム・グラントである。以下、本節では、この3人の男性と2人のシルクウーマンとの関係や、紛争の上で3人がどのような役割を果たしていたのかを考察していきたい。

3人の男性の中で特に重要な役割を果たしているのはウィリアム・ティリングである。双方の言い分から彼とのかかわりがわかる部分に着目し、できごとの起こった順に整理していくと次のようになる。まず、キャサリンは、ジョーンが絹燃糸を着服してウェストミンスターに移ったことについてジョーンはどう身を処するつもりなのかを話し合うために、彼女を連れてくるようウィリアム・ティリングとジョン・コームに依頼している。そのときジョーンは、キャサリンとの仲を取り持つことをウィリアムとジョンに懇願し、キャサリンとウィリアムを相手に12ポンドあまりの金銭債務証書を作成、交付することを認めたとキャサリンが述べている。しかしながら証書作成から数年後、ジョーンは金銭の支払いを拒否し、大法官府裁判所に証書が不正に作成されたものである旨を申し立て、一連の係争を始めた。この時点ではウィリアム・ティリングは故人となっている。この係争において、ジョーンは自分が大法官府裁判所に申し立てるよりも前に、キャサリンとウィリアム・ティリングの2人によって訴えられたと述べている。

このことから、ウィリアムはキャサリンとジョーンの双方と知り合いであり、遅くともジョーンが徒弟あるいは職人の時期から2人とのつながりがあったことが推察できる。ウィリアムと2人のシルクウーマンとの関係を考えるには、まず、金銭債務証書を作成する原因となったもめごとはキャサリンとジョーンの間で起こったにもかかわらず、なぜ金銭債務証書はキャサリンの味方にウィリアムが

ついで2対1で結ばれたのか、ということを取り上げねばならない。前節で見たとおり、女性が働くことについての当時の法やロンドンの慣習では、金銭債務証書を女性同士で作成することが可能であったため、キャサリンとジョーンの間で結んでも構わないのである。そこにウィリアムがついた理由は、キャサリンがジョーンによる債務履行の強制力を強めるために、ウィリアムに依頼したからであるとは考えられないだろうか。つまりキャサリンの戦略であったのかもしれない。あくまでも推測にすぎないが、シルクウーマンは時には男性の力を借りてあるいは利用して、絹加工業において生じるもめごとを解決しようとしていたといえるのではないか。

ウィリアムと2人のシルクウーマンとの関係を考える前にもう一点触れておきたい。ジョーンが金銭債務証書は不当に作成されたのだから無効であるはずだとして訴訟を開始したのが、証書が作成された直後ではなく数年経った後であるのはなぜか、という疑問である。マッキントッシュによれば大法官府裁判所の請願の多くは、その原因となる問題が起こったときよりかなり後に提起され、5年や10年の間隔があくことも少なくないという³⁷。その理由の1つは、当事者同士の関係が良好である時期は、互いに金銭債務証書の履行を求める訴訟は起こさないが、何らかのできごとにより信頼が崩れたとき法的な手段がとられるということである。また、未婚女性や寡婦が金銭上の契約を結んだ場合に、自分が結婚あるいは再婚するまで訴訟を起こすのを待つことも理由としてあげている。配偶者を持てば、訴訟を提起する金銭的な余裕もでき、また、おそらく彼女たちは男性が参加すれば自分の訴えが裁判所においてより重要性を増して見られると考えたのだろう、とマッキントッシュは推測している。今回のキャサリンとジョーンの件では、前者の理由があてはまるのではないか。ジョーンは金銭債務証書が作られた時点では未婚か既婚、そして訴えている時点では寡婦であるが、寡婦のほうが有利であると考えて自分が寡婦になるまで訴訟開始を待ったとは考えにくいのである。

そこで、ジョーンとキャサリンとの関係を「良好」ではなくしたのは何かということになるが、これはウィリアム・ティリングの死ではないか。ジョーンが請願を提出した時点ではウィリアムは故人となっていることから、ジョーンがウィリアムの死を期に裁判所への申立てを始めたかと推測できる。キャサリンが債務の履行を、ジョーンの言うように本当にウィリアムと共にコモン・ロー裁判所へ訴えることで求めていたのか、あるいはそうではなかったのかは不明だが、いずれにせよジョーンが請願を提起したのはウィリアムの死後である。金銭債務証書がキャサリンとウィリアムとを相手に交わされたものであるため、それが虚偽のものであるか否かを争うにはキャサリンだけではなくウィリアムをも相手取る必要があるのだが、おそらく、ジョーンはウィリアムが健在のときに訴えることには抵抗があり、また訴えたとしても勝算がないと考えていたのだろう。つまり、キャサリンとウィリアムを相手に金銭債務証書を交わしたことは、キャサリン1人を相手とするよりもジョーンにとっては心理的な負担が大きかったのではないだろうか。上で述べたキャサリンの「戦略」が成功したといえる。このことが、ジョーンの訴訟が金銭債務証書の作成から早く2年後、遅ければ4年後となった理由と考えられるのである。

以上のことから、ウィリアムの存在が一方にとっては有利に、もう一方にとっては不利になったと推測できるが、ここで当初の疑問に立ち返り、ウィリアムは2人のシルクウーマンとどのような関係だったのかを考えてみたい。おそらく、ウィリアムは仕立商という職業柄、シルクウーマンとも日ごろから絹糸や製品の取引を通じ

て付き合いがあったことに加え、彼女たちよりも経済的に優位な立場にあったのではないか。例えば、仕立商であるウィリアムが生糸をキャサリンの下へ届けたり、キャサリンが職人たちに製作させた製品をウィリアムが購入して仕立てに用いたりしていた可能性があり、そうすると少々大げさではあるが、ウィリアムを通じてキャサリンの仕事が成り立っていたともいえる³⁸。そしてウィリアムは、ジョーンを連れてくることをキャサリンに依頼されていることから、キャサリンとは、ジョーンが徒弟であるときからあるいはそれ以前からの知り合いであり、2人の間に起きた絹糸の代金や徒弟の訓練費などについてもめごとのことも知っていたのだろう。またジョーンに懇願されて仲をとりもつに至ったとされることから、彼女とも面識はあったと推測できるし、さらにキャサリンの職人であったジョーンとも、直接、生糸の提供や製品の売買において関係があったのかもしれない。しかしながら、ジョーンとよりもキャサリンとの付き合いが長いからか、あるいはキャサリンの言い分の方が正しいと判断したからか、ウィリアムはキャサリンの側について金銭債務証書の作成に名を連ねたのである。ジョーンにとっては、経済的に優位に立つウィリアムが健在では、キャサリンに対して金銭債務証書が不当に作成されたと訴えることは、同時にウィリアムに対しても訴えを起こすことになり、勝ち目はない。また、係争によってウィリアムとの関係が悪化し、シルクウーマンとしての活動への支障が出ることを恐れたのではないだろうか。

このように、ウィリアム・ティリングはキャサリンとジョーンにとって単に生糸や絹糸、製品の売買をするというだけでなく、経済的優位にあることで徒弟あるいは職人と親方間の問題を解決する際にも頼りにされた人物であったといえる。つまり、シルクウーマンは仕事上のネットワークを、単に取引の場面だけでなく紛争解決の際にも利用していたといえるのではないだろうか。

ジョン・コームとウィリアム・グラントについては、ウィリアム・ティリングほど2人のシルクウーマンとの関係は明らかにならない。

ジョン・コームはロンドンの公認の書記であり、キャサリンが言うには、彼女はジョン・コームとウィリアム・ティリングの2人にジョーンを連れて来るよう依頼したとのことである。このことから、キャサリンははじめからジョーンに証書を作成させるつもりで書記を頼んだと考えることはできる。ジョンはおそらくウィリアム・ティリングの知人であり、第三者という立場からもめごとの仲介と金銭債務証書の作成、交付を見届けるためにウィリアムが連れてきたのではないだろうか。

そしてウィリアム・グラントは、ジョーンが着用した絹糸を換金してその金銭と他の絹糸とを彼に渡したことを認めた、とキャサリンが述べる場面で登場する。おそらく、ジョーンが確かに絹糸を着用したことを大法官に印象付けるために、具体的な氏名を出しているのではないか。ただしもちろんでたらめな名前ではなく、ウィリアムとジョーンとに何らかの関係があることをキャサリンは知っていて、あるいは確かにジョーンは金銭などをウィリアムに渡しており、答弁でそのように述べたのだろう。

以上、本節では史料に現れる男性に注目し、シルクウーマンとの関係を探ってきた。絹加工業が女性だけによって行われていたとはいえ、シルクウーマンには関連産業に従事する男性たちとのネットワークがあり、それを取引などの仕事上はもちろん、紛争解決の際にも利用していたといえるのではないか。

おわりに

本稿では、1件の係争を史料としてそこから読み取れる情報を整理することで、これまでの研究では見過ごされがちであったシルクウーマンの仕事の側面を描くことを試みてきた。まず、絹加工業の複数の工程を担うシルクウーマンの存在を確認できた。そして、ライフサイクルという視点から考えると、親方のキャサリンの例からは、未婚女性もしくは寡婦が当時のロンドン社会が与えた権利を存分に利用して絹加工業で生計を立てることができたこと、徒弟のジョーンの例からは、未婚・既婚・寡婦とすべての段階で絹加工業に従事することが可能であったことがわかる。さらに、シルクウーマンは関連産業に従事する男性たちとのネットワークを、仕事上だけでなく、紛争解決など他の場面においても利用していたことを推測できる。都市の働く女性の持つネットワークが一部であれ明らかになり、遺言書や会計簿の分析からは見えにくい、女性の口から直接語られるシルクウーマンの姿を垣間見ることができたのではないかと。

以上のように、本稿で用いた裁判関連文書は、中世後期の都市の女性が、男性ともかかわりながら自分自身の名で仕事をし、都市の経済に積極的に関与していたことを証拠付けるものといえるのではないだろうか。女性に対して比較的多くの財産と権利を与えていた、当時のロンドン社会が反映された史料なのである。

今回扱った史料も合わせ、シルクウーマンが登場する15世紀の大法官府裁判所の裁判関連文書を、本稿で試みたようにライフサイクルという視点を取り込んで検討することで、働く女性とライフサイクルとのかかわりをより広く論じることが可能になるだろう。これらの史料のまとめでの分析は次稿に譲ることとする。さらに、シルクウーマンが持っていたであろうネットワークを、紛争解決以外の場面でも見出すことで、都市の比較的富裕な女性と社会との結び付きの一端を示すことができると考えているが、これについても、今後の課題としたい。

注

1. 中世後期イングランドの働く女性に関する主な研究は、以下の通り。
Abram, A., 1916, "Women Traders in Medieval London", *Economic Journal*, 26, no.2, pp.276-285. (以下Abram, "Women Traders"と略記);
Bennett, J. M., 1996, *Ale, Beer, and Brewsters in England: Women's Work in a Changing World, 1300-1600*, Oxford (以下Bennett, *Brewsters*と略記);
Goldberg, P. J. P., 1992, *Women, Work, and Life Cycle in a Medieval Economy: Women in York and Yorkshire: c.1300-1520*, Oxford; McIntosh, M. K., 2005, *Working Women in English Society, 1300-1620*, New York (以下McIntosh, *Working Women*と略記);
Philips, K. M., 2003, *Medieval Maidens: Young Women and Gender in England, 1270-1540*, Manchester (以下Philips, *Medieval Maidens*と略記);
Ward, J., 2006, *Women in England in the Middle Ages*, London (以下Ward, *Women in England*と略記)
2. 1つの商業・手工業の大部分を女性が担当するというのは、男性による排他的なギルド支配が中心の中世都市社会においては特異なことである。また、主に絹を扱う仕事に携わる男性には、服地商mercator、祭服製造工vestmentmaker、刺繍工embroidererなどが存在した。
3. ヨークやエクセターなどの都市にもシルクウーマンが存在したが、若干名のようなものである。Lacey, K., 1987, "The Production of 'Narrow Ware' by Silkwomen in Fourteenth and Fifteenth Century England", *Textile History*, 18, no.2, pp.187-204. (以下Lacey, "Narrow Ware"と略記)
4. Dale, M. K., 1933, "The London Silkwomen of the Fifteenth Century", *Economic History Review*, 1st ser. 4, pp.324-335. (以下Dale, "London Silkwomen"と略記), pp.331-333.; Lacey, "Narrow Ware", p.188.
5. たとえば、以下の研究でシルクウーマンが紹介されている。Abram, "Women Traders"; McIntosh, *Working Women*; Philips, *Medieval Maidens*; Ward, *Women in England*
6. Dale, "London Silkwomen"; Lacey, "Narrow Ware"

7. Kowaleski, M. and Bennett, J. M., 1989, "Crafts, Guilds, and Women in the Middle Ages: Fifty Years after Marian K. Dale", *Signs*, vol.14, no.2, pp.474-488.
8. Sutton, A. F., 1994, "Alice Claver, Silkwoman", in Barron, C. M. and Sutton, A. F. (eds.), *Medieval London Widows 1300-1500*, London, pp.129-142. (以下Sutton, "Alice Claver"と略記); Idem, 2001, "The Shop-floor of the London Mercery Trade, c.1200-c.1500: The Marginalisation of the Artisan, the Itinerant Mercer and the Shopholder", *Nottingham Medieval Studies*, xlv, pp.12-50.; Barron, C.M. and Davies, M., 2003, "Ellen Langwith: Silkwoman of London (died 1481)", *The Ricardian*, 13, pp.39-47. (以下Barron & Davies, "Ellen Langwith"と略記)
9. The National Archives (以下NAと略), Public Record Office (以下PROと略)のC1 (Early Chancery Proceedings)に収められている。C1には1386年から1558年までの請願書、答弁書、反駁書などが分類されている。
10. NA, PRO, C1/27/482, C1/28/83, C1/28/84, C1/28/84b, C1/75/106
11. H. M. S. O., 1949-1953, *Calendar of the Close Rolls: Preserved in the Public Record Office: Edward IV/ Prepared under the Superintendence of the Deputy Keeper of the Records*, vol.1, London (以下CCR, *Edward IV*, vol.1と略記), p.315.
12. 裁判関連文書に登場するすべての女性の人数や裁判の原因をまとめたものとしては、以下を参照。McIntosh, M. K., 2005, "The Benefits and Drawbacks of *Femme Sole* Status in England, 1300-1630", *Journal of British Studies*, vol.44, no.3, pp.410-438. (以下McIntosh, "*Femme Sole*"と略記); Idem, *Working Women*, pp.263-265.
13. Dale, "London Silkwomen"; McIntosh, "*Femme Sole*" など。
14. McIntosh, *Working Women*, pp.20-28.
15. 史料の解釈については、イングランド中世法制史がご専門である駒澤大学の北野かほる教授にご教示いただいた。記して感謝の意を表したい。
16. シルクウーマンという語は絹加工業の様々な分野を含んでいるため、キャサリン・ドーアの仕事は史料中で絹糸工silkthrowsterとされることもあるが、本稿ではシルクウーマンと記すこととする。また、ジョーンはキャサリンの徒弟apprenticeや使用人servantと書かれるが、今回の史料中では、使用人とは、シルクウーマンになるための徒弟修業を終えているが、まだ独立はせずに親方の下に留まって住み込みの職人として働いている女性のことと考えられる。そこで本稿ではservantの訳語として職人という語を用いることとする。
17. NA, PRO, C1/75/106, C1/27/482
18. 大法官府裁判所の文書は、通常は提出や受理の年月日は書かれず、訴えそのもの以外の情報は大法官へというあて名だけであるため、作成された時期を特定するのは難しい。ただ、あて名には、大法官が司教と兼任である場合その司教区が書かれるため、歴代の長官在職リストと照合することで、ある程度は年代をしぼることができる。今回扱う史料の年代もそうして推測し、かつ内容から判断して適当と思われる順に並び替えて用いた。
19. この2通目の文書以降、大法官府裁判所に提出された文書はすべて1460年から1465年の間のものだと考えられる。
20. NA, PRO, C1/28/84
21. NA, PRO, C1/28/84b
22. NA, PRO, C1/28/83
23. CCR, *Edward IV*, vol.1, p.315.
24. キャサリンの活動内容については以下の文献も参照のこと。Dale, M. K., 1928, "Women in the Textile Industries and Trade of Fifteenth Century England", unpublished MA thesis, University of London, pp.71-72.
25. NA, PRO, C1/75/106, ソーパー・レーンは、ロンドン市内中心部にあり、シルクウーマンが多く居住していた地域とされている。参考、Lacey, "Narrow Ware", p.187.
26. NA, PRO, C1/28/84
27. シルクウーマン同士のつながりの例としては、請願書を提出したシルクウーマン側の証人として、3人のシルクウーマンが尋問の対象となっている文書がある。NA, PRO, C1/43/291
28. 女子の徒弟については以下を参照。Barron, C. M., 1996, "The Education and Training of Girls in Fifteenth-Century London", in Dunn, D. E. S. (ed.), *Courts, Counties and the Capital in the Later Middle Ages*, Stroud, pp.139-153.; Hovland, S., 2004, "Girls as Apprentices in Later Medieval London" (a paper of the 21st Harlaxton Medieval Symposium: London and the Kingdom, 20th to 23rd July) (以下Hovland, "Girls as Apprentices"と略記)、未公開の報告を読ませてくださったホヴランド氏に感謝申し上げます。McIntosh, *Working Women*, pp.133-139.
29. McIntosh, "*Femme Sole*"
30. 寡婦の権利についての研究は枚挙に暇がないが、主なものは以下の

- 通り。Barron, C. M., 1989, "The 'Golden Age' of Women in Medieval London", *Reading Medieval Studies*, 15, pp.35-58.; 三好洋子、1999、「一四世紀ロンドン市民の孤児と未亡人」、イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』、刀水書房、pp.200-233.
31. Hovland, "Girls as Apprentices", 徒弟の訓練費や飲食費などをめぐる紛争はNA, PRO, C1/274/12, C1/327/2に見られる。
 32. おそらく未婚女性であり、シルクウーマンと称する4人の女性の遺言書が確認できる。Guildhall Library, MS 9051/1, f.86.; MS 9171/3, f.187v-188.; MS 9171/3, f.187.; MS 9171/5, f.193. 寡婦のシルクウーマンには、亡夫の財産や人脈を利用して大規模な商人として活躍する女性もいた。参考、Barron & Davies, "Ellen Langwith"; Sutton, "Alice Claver"
 33. Lacey, "Narrow Ware", p.193.
 34. 女性はライフサイクルごとに職業を変えていたとする研究は以下を参照のこと。Hanawalt, B. A. (ed.), 1986, *Women and Work in Preindustrial Europe*, Bloomington, pp.x-xi.
 35. 以下、醸造業についてはベネットの研究による。Bennett, *Brewsters*
 36. McIntosh, *Working Women*, pp.182-209.
 37. *Ibid.*, pp.22-23.
 38. 仕立商の活動ではリボンやフリンジなどシルクウーマンが製作したと考えられる商品が使われている。参考、Nicholas, N. H., 1830, *The Privy Purse Expenses of Elizabeth of York: the Wardrobe Accounts of Edward IV*, London, p.103. など。